

7

補償制度

ケガ・事故の無いよう安全管理を徹底し、保育運営を行っておりますが、万一に備え、園では、以下の補償内容の保険に加入しております。補償内容は日本保育園協会の基準を上回るものとなっております。

加入保険会社：日本事業所内保育団体連合(損害保険ジャパン株式会社)

- ① 傷害保険
- ② 施設賠償責任保険
- ③ 生産物賠償責任保険



	傷害保険	施設賠償保険	生産物賠償責任保険
保険金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡・後遺障害保険金 50万円 ● 入院保険金 入院 31日以上 5万円 入院 15~30日 3万円 入院 8~14日 1.5万円 入院 7日以内 1万円 ● 通院保険金 通院 31日以上 3万円 通院 15~30日 1万円 通院 8~14日 5千円 通院 7日以内 3千円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体賠償(上限) 免責(自己負担) 1万円 1億円/人 5億円/1事故 ● 財産賠償(上限) 免責(自己負担) 1万円 1000万円/事故 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体賠償額(限度額) 免責(自己負担) 1万円 1億円/人 5億円/1事故
対象	保育所施設において、施設の利用者が急激かつ偶然な外来により傷害を被った場合	施設の所有・監理に起因する事故又は業務遂行に関する事故	給食・おやつ等の提供に起因する事故

《加入保険会社：独立行政法人 日本スポーツ振興センター》

令和7年4月1日時点

種類	災害の範囲	給付金額					
医療費 (負傷・疾病)	<ul style="list-style-type: none"> ・原因である事由が保育事業者の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のも ・原因である事由が保育事業者の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの中のうち、内閣府令で定めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち 1/10 は療養に伴って要する費用として加算される分) ただし高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額 					
障害	保育事業者の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第4級に区分される)	障害見舞金 4000万円~88万円 通園中の災害の場合は2000万円~44万円					
死亡	保育事業者の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 通園中の場合は 1,500万円					
	<table border="1"> <tr> <td>突然死</td> <td>運動などの行為が起因する突然死(保育園の管理下において発生したもの)</td> <td>死亡見舞金 3,000万円 通園中の場合は 1,500万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運動などの行為と関連のない突然死(保育園の管理下において発生したもの)</td> <td>死亡見舞金 1,500万円 通園中の場合も同額</td> </tr> </table>	突然死	運動などの行為が起因する突然死(保育園の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円 通園中の場合は 1,500万円		運動などの行為と関連のない突然死(保育園の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円 通園中の場合も同額
突然死	運動などの行為が起因する突然死(保育園の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円 通園中の場合は 1,500万円					
	運動などの行為と関連のない突然死(保育園の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円 通園中の場合も同額					

※日本スポーツ振興センターの保険は、保護者の同意のもと加入となります。加入に際しては年間負担額は年度ごとに変動有 [例：令和7年度は300円(好縁会負担65円)] ご了承ください。